

住宅に係るBELS評価手数料				
			区分	新築・既存
一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	単独評価	200㎡以内	型式認定等(温熱)	33,000
			一般	33,000
		200㎡超え 1,000㎡以内	型式認定等(温熱)	35,000
			一般	35,000
	併願評価	外皮計算を行っている場合 *1		13,000
		一次エネルギー計算を行っている場合 *2		8,000
共同住宅等	住戸のみの場合	単独評価	1住戸	33,000
			2住戸	35,000
			3～10住戸	35,000 + 5,100 × (M-2)
			11～25住戸	51,000 + 2,000 × (M-2)
			26～50住戸	82,000 + 1,000 × (M-2)
			51住戸以上	123,000 + 1,000 × (M-2)
		併願評価	外皮計算を行っている場合 *1	13,000 + (M-1) × 3,100
			一次エネルギー計算を行っている場合 *2	8,000 + (M-1) × 2,000
	住棟全体の場合 (共用部を含む)	単独評価	2住戸	102,000
			3～10住戸	102,000 + 5,100 × (M-2)
			11～25住戸	133,000 + 2,000 × (M-2)
			26～50住戸	204,000 + 1,000 × (M-2)
			51住戸以上	306,000 + 1,000 × (M-2)
		併願評価	外皮計算を行っている場合 *1	51,000 + (M-1) × 3,100
		一次エネルギー計算を行っている場合 *2	41,000 + (M-1) × 2,000	
M…全戸数を示す				
*1 設計性能評価の5-1のみ、長期優良住宅認定技術的審査等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合				
*2 設計性能評価の5-2、低炭素住宅認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合				
※ 下記の審査・評価の中から複数と同時に申請する場合において、2種類目以降の審査・評価は上記料金規程にかかわらず各5,000円/戸とする。 ・建築物省エネ法第30条(性能向上認定)に係る技術的審査 ・建築物省エネ法第36条(認定表示)に係る技術的審査				
その他の手数料等	再発行			2,000
	変更申請			×0.5
	シール			別途
	プレート			別途

## 非住宅建築物に係るBELS評価手数料

一般財団法人なら建築住宅センター

令和3年4月1日

単位:円(消費税含む)

BELS評価	モデル建物法		標準入力法	
	工場等	工場以外	工場等	工場以外
床面積				
300㎡未満	44,000	66,000	99,000	132,000
300～1000㎡未満	55,000	76,000	120,000	150,000
1000～2000㎡未満	77,000	120,000	163,000	286,000
2000～5000㎡未満	88,000	204,000	220,000	388,000
5000～10000㎡未満	99,000	235,000	298,000	530,000
10,000～20,000㎡未満	121,000	306,000	340,000	632,000
20,000～50,000㎡未満	154,000	374,000	408,000	744,000
50,000㎡以上	見積	見積	見積	見積

※1 工場等とは、工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の養殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもの。

※2 工場等以外とは、上記※1以外を言う。

※3 省エネ適合判定と併願された場合、又はセンターで行った省エネ適合判定の結果を利用した場合は上表によらず30,000円とする。

※4 建築物の全てが計算対象外の室で構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行うもので、対象となる室が無い場合の評価料は上表に係らず30,000円とする。

※5 複数用途の混在する建築物は、各用途の床面積に応じた上表の手数料額を合計した額、または建築物全体の総床面積を上表の手数料額に対して1.5を乗じた額の内低い額とする。なお、当該建築物の主たる用途は床面積が大きいものとする。

※6 変更による追加評価が必要な場合、上表の当初の料金の半額とする。

※7 建築物の増改築の場合の手数料は、既存部分も含めた延べ床面積とする。

※8 再交付は1通、2,000円とする。